

平成20年度決算に係る健全化判断比率等について、お知らせします。

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、毎年度決算時に健全化判断比率及び資金不足比率を算定することが義務付けられ、公表するものです。

1 健全化比率の状況

(単位 %)

健全化判断比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成20年度	赤字額なし	赤字額なし	13.4	111.1
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

早期健全化基準及び財政再生基準とは、いずれも国が定める基準で、この基準以上の場合には、早期健全化計画や財政再生計画の作成等が義務付けられています。

2 資金不足比率の状況

(単位 %)

資金不足比率	水道事業会計	公共下水道事業特別会計	観光事業特別会計
平成20年度	不足額なし	不足額なし	不足額なし
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0

経営健全化基準以上の場合には、経営健全化計画の作成等が義務付けられています。

3 健全化判断比率

健全化判断比率とは、次の4つの指標をいいます。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

一般会計等の実質的な赤字額が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるかを示す指標

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

全会計の実質的な赤字額が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金等)} - \text{(特定財源 + 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金等に係る基準財政需要額算入額)}}$$

一般会計等の実質的な借入金の返済額が、標準的な収入(元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く。)に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{(充当可能基金額 + 特定財源見込額)} + \text{(地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金等に係る基準財政需要額算入額)}}$$

一般会計等が抱える実質的な負債の残額が、標準的な収入(元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く。)に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標

4 資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

各公営企業会計の資金不足額が、事業の規模に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標